本庄市

地域防災計画

概要版

近年、全国各地で自然災害による被害が発生しています。例えば、平成28年4月に発生した熊本地震では、一部地域で震度7を観測し、また、平成29年7月九州北部豪雨では、大雨による河川の氾濫、土砂崩れが発生し、ともに多くの尊い命や財産が失われました。

本庄市では、近年発生した災害の教訓を踏まえ、平成29年度に本庄市地域防災計画の見直しを行いました。この計画は市域で起こりうる災害について、防災上必要となる様々な施策を網羅しているため、本編だけで約400頁に及ぶ重厚な冊子となっています。

本書は、本庄市地域防災計画の中で、市民の皆さまに知っていただきたい内容や、新たに見直した点をまとめたものです。多くの方々に、市における災害対策に関心を持っていただくとともに、今後の地域での防災力の向上に役立てていただくことを目的として作成しています。

地域防災計画とは

地震や洪水などの自然災害や大規模な事故災害による被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するために、平常時の備えや災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画です。

本庄市地域防災計画には、市域で起こりうる災害に対して、市をはじめとする防災関係機関、事業所がそれぞれ果たすべき責務と役割や、市民の皆さまの災害への備えなどが記載されており、市の災害対策の基本となる計画です。

1. 計画の体系

本庄市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、国の「防災基本計画」や県の「埼玉県地域防災計画」を踏まえ、「本庄市防災会議」が作成する計画です。

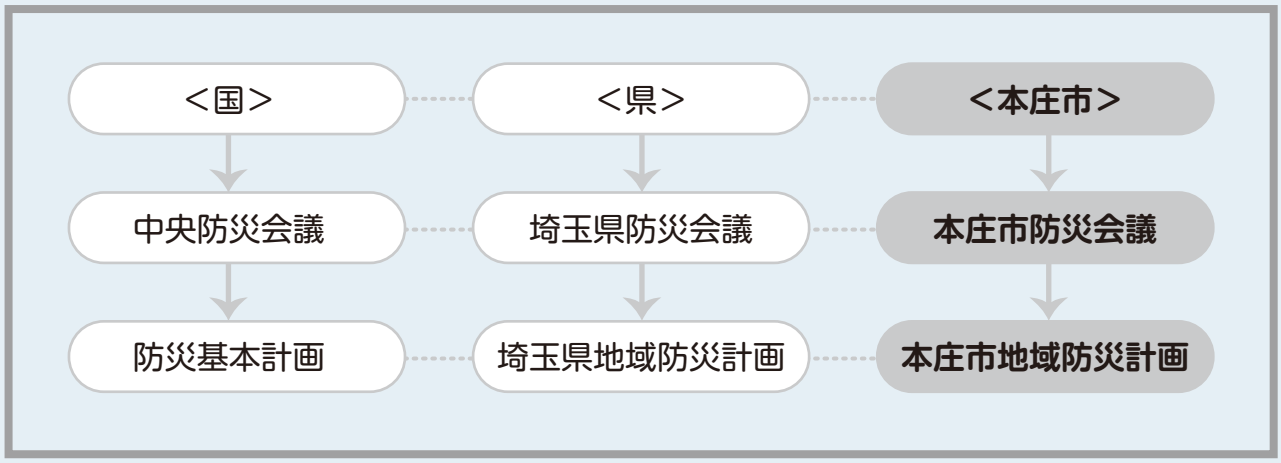

2. 計画の構成

本庄市地域防災計画は、次のような構成となっています。

本編	第１編 総　　則	計画の目的、防災関係機関などの役割を定めるとともに、市の自然環境、社会環境などを記載しています。
本編	第２編 災害予防計画	地震、風水害などによる被害の発生を防止、又は最小限にするため、平常時から実施する施策について定めています。
本編	第３編 災害応急対策計画	災害発生時の応急対策活動などについて定めています。
本編	第４編 災害復旧復興計画	災害発生後の復旧や復興の取組について定めています。
資　料　編		条例や基準、本編に関連する各種のデータ、様式などを記載しています。

※地域防災計画本編は、市ホームページに掲載しているほか、市役所危機管理課でもご覧いただけます。

3. 計画で対象とする災害

本庄市地域防災計画では、市で発生する可能性がある災害を対象としています。

○地震災害

埼玉県の地震被害想定によれば、市付近に地震発生の可能性がある断層帯※が存在するとされ、地震が発生した場合には、市に大きな被害をもたらすおそれがあります。

※この断層帯により発生する地震は、「関東平野北西縁断層帯地震」と呼ばれ、今後 30 年以内の発生確率は低い（0%～0.008%）ものの、大規模な地震が発生するとされています。

【本庄市における関東平野北西縁断層帯地震による被害想定結果】

マグニチュード	最大震度	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数
M8.1	震度 7	5,533 棟	4,909 棟	617 棟	365 人	1,622 人

出典）埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 26 年 3 月）

○風水害

市は、利根川に隣接し、また市域には多くの中小河川が縦横に流れています。近年、全国的に豪雨による災害が発生しているため、市においても大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水の氾濫などによって浸水被害が発生するおそれがあります。

○土砂災害

市は、北部の平野部から南部の山間部まで 500m を超える標高差があります。南部の児玉地域には、多くの土砂災害危険箇所があるため、大雨が降った場合にはがけ崩れなどの土砂災害が発生するおそれがあります。

○大規模事故災害

大規模事故災害として、市域で起こりうる林野火災、鉄道事故、道路事故などの災害を想定しています。また、平成 28 年に市内の工事現場から不発弾が発見されたことを受け、新たに不発弾処理対策について記載を追加しました。

4. 災害対応の基本方針（自助、共助、公助の連携）

近年、大きな被害をもたらした災害の教訓として、災害時の行政の対応能力には限界があることが明らかとなりました。大規模な災害時における災害対応は、行政が被災した方々を支援する「公助」とともに、自分で自分自身や家族の安全を守る「自助」、地域や自治会でお互いに助け合う「共助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなります。こうした観点に立ち、自助、共助、公助の連携のもとに、地域における防災力の整備、強化を図ります。

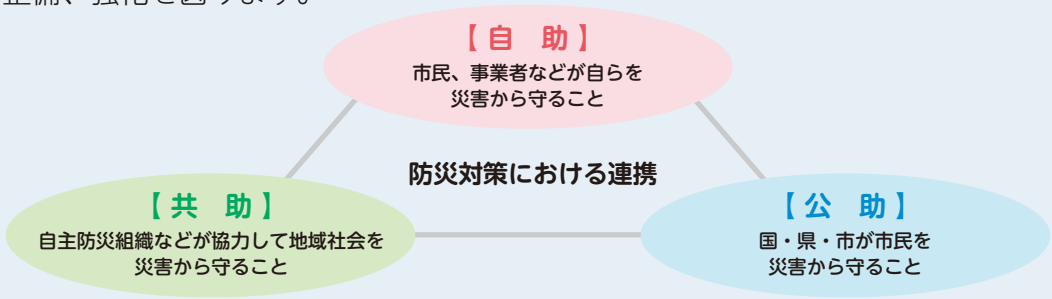

平常時の活動（第2編：災害予防計画）

災害による被害を最小限にとどめるためには、市域で起こりうる災害を想定し、平常時から対策を進めておくことが重要です。計画では、平常時の活動として、対策の内容や実施主体から、大きく以下の３項目に区分しています。

1. 市の防災力の強化

○初動活動体制の整備を進め、防災活動を行う職員の災害対応力の強化を図ります。
○災害情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関と連携した救出救助、消防、避難、医療救護など、様々な活動体制の整備を進めます。
○近隣の自治体、遠方の自治体、各種団体などとの協力応援協定の締結を進めていきます。

2. 被害防止対策の推進

○建物の耐震性・防火性の向上、指定避難所・避難路の整備などを、市民の皆さまとの協働により計画的に行い、安心して生活できる災害に強いまちづくりに取り組みます。
○河川、雨水排水路などの整備などの浸水災害の防止対策を進めます。また、土砂災害について、被害が生じるおそれがある区域にお住まいの方々へ避難の必要性について啓発活動を実施し、被害防止に努めます。

3. 市民の自主防災力の向上

○ハザードマップの配布や市のホームページにより、災害危険箇所や指定緊急避難場所の位置、災害発生時の行動基準などをお知らせします。また、防災訓練への積極的な参加を呼びかけるなど、自主防災力の向上を進めます。
○大規模災害による被害を最小限とするためには、地域が協力して初期消火、被災者の救出、避難などの活動を組織的に行う必要があります。市は、市民の皆さまが行う防災活動の必要性について啓発を行い、自治会などを中心とした自主防災組織の整備の支援を行います。

災害時の活動（第3編：災害応急対策計画）

災害により市域に大きな被害が発生した場合、市は災害対策本部を設置して災害応急対策活動を実施します。計画では、災害対応の開始のタイミングが異なる地震と風水害などを区分して、それぞれ時間の経過によって「警戒活動期」（風水害のみ、気象情報などを収集し市民の皆さまへ伝達する時期）、「初動対応期」（救急救助が中心となる災害直後から 72 時間）、「救援期（初動対応期後の避難生活などを支援する時期）」を設定し、各段階で実施する応急対策活動を整理しています。

1. 震災対策活動

○活動体制の確立

地震災害は前触れなく突然発生するため、迅速な初動活動体制の確立が重要です。計画では、震度に応じた活動体制、職員の動員計画や勤務時間外の参集方法を記載しています。被害が大きい場合は、県、自衛隊などの外部機関に応援を要請し、活動体制を強化します。

○初動対応期の応急対策活動

地震災害発生直後の初動対応期においては、災害情報の収集と、人命の保護のための活動を重点的に実施します。計画ではこの時期を「初動対応期」としています。また、自主防災組織やボランティアなどと積極的に連携し、きめ細やかな応急対策の実施に努めます。

○救援期の応急対策活動

生活再建の支援活動を展開する時期になります。指定避難所は、市の支援のもと、住民組織を主体とした運営を開始します。また、市は被災者相談窓口を設置し、被災した方々への対応を行います。

2. 風水害・土砂災害対策活動

○活動体制の確立

風水害・土砂災害は地震災害と異なり、気象情報や土砂災害に関する気象警報を事前に把握することができるため、あらかじめ活動体制を確立し、災害発生に備えることになります。計画では、気象台からの気象警報の発表や台風の進路予報などに基づき、災害発生のおそれがある場合の活動体制、職員の動員計画などを定めています。

○警戒活動期の応急対策活動

風水害・土砂災害における避難活動は、災害が発生する前に避難を実施し、人命を保護することが重要です。市は、気象情報などを収集するとともに、危険区域のパトロールを行います。

災害発生の危険性が高くなった場合、市は避難に関する情報を発表します。同時に指定避難所を開設し、危険区域にお住まい方々の避難活動を行います。

3. 大規模事故災害対策活動

○活動体制の確立

事故が発生した場合、まず、警察・消防が初動対応にあたります。警察・消防からの事故情報によって、市として特別な対応を必要とする大規模事故と判断した場合、市は災害対策本部を設置して応急対策活動を実施します。

○初動対応期の応急対策活動

大規模事故による災害発生直後の初動対応期においては、事故現場の周辺にお住いの方々への情報伝達や避難活動など、人命の保護のための活動を重点的に実施します。また、周辺の自治体や県内の消防機関へ応援協力を求め、被害の拡大防止に努めます。

災害からの復旧（第4編：災害復旧復興計画）

災害応急対策の段階では人命と財産の保護を最優先に活動を行いますが、その後は災害からの復旧・復興へと活動内容が移行していきます。市民の皆さまの生活、産業活動などが災害発生以前の水準へ速やかに回復するよう、市民の皆さまや事業者などへ支援を行うとともに、災害に強いまちを意識した復興計画の策定に取り組みます。

1. 災害復旧

○災害復旧事業

被災した公共施設などについて、災害復旧事業計画を作成し、国や県の財政援助措置を受けながら速やかに施設の復旧を図ります。

○被災した方々の生活再建に向けた支援

災害発生後の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災した方々の生活再建などの支援を行います。

- ■ 被災者相談窓口（保険、法律、住宅、雇用、教育、福祉等）の設置
- ■ 罹災証明書の発行
- ■ 被災者の心のケア
- ■ 市税の減免
- ■ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
- ■ 災害援護資金、生活福祉資金、住宅復興資金の貸付
- ■ 義援金品の受付・配布　等

○被災中小企業、農林漁業者への支援

被災した中小規模の民間事業者、農林漁業者に対しては国などによる融資制度があることから、被害の状況によりこれらの融資制度の周知を図ります。

2. 災害復興

大規模な災害が発生し、地域が壊滅的な被害を受けた場合は、都市機能と市民の皆さまの生活の円滑かつ計画的な復興を図るため、県や関係機関と連携して災害復興体制を確立し、市民の皆さまとの合意形成を図りながら災害復興計画を策定します。

市民の皆さまとの協働による復興のための仕組み作りについても検討を行い、市と市民の皆さまが一体となって復興に取り組みます。

災害用伝言サービス

災害用伝言サービスを用いて、家族間や知人間などの、安否の確認連絡に活用できます。

災害用伝言ダイヤル「171」

「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。

171 ＋ 録音 1 ＋ 被災した方の電話番号（市外局番から）
171 ＋ 再生 2 ＋ 被災した方の電話番号（市外局番から）

※録音時間は、1 回の伝言で 30 秒以内です。

災害用伝言板

被災した方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして伝言を確認できます。
※登録する場合は、各社携帯電話会社から災害用伝言板にアクセスし、現在の状態の選択、コメントの入力の上、登録してください。確認する場合は、安否を確認したい方の携帯電話を検索し、伝言を確認してください。
※登録できる文字数は、1 回の伝言で 100 字以内です。

災害用伝言板 web171

PC、携帯電話等から携帯電話等の電話番号を入力して安否情報を登録・確認できます。
※災害用伝言板 web171 にアクセスし、電話番号を入力し、伝言の登録または確認してください。

災害用音声お届けサービス

携帯電話から音声メッセージを送信することができます。
※対応する携帯電話でアプリケーションをインストールします。送信する場合、電話番号の入力及び録音して音声を送信します。受信する場合、音声ファイルをダウンロードし再生します。
※ 1 回の伝言で 30 秒以内です。

災害・防災情報の収集

防災行政無線メール配信サービス

市の防災行政無線で放送した内容について、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせします。bousai.honjo-city@raiden.ktaiwork.jp（登録用メールアドレス）

（QR コード）
※登録用メールアドレスに空メールを送信するか、QR コードを携帯電話で読み取り、メールを送信すると、折り返し「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。

埼玉県防災情報メール

登録された方の携帯電話などに、埼玉県から防災に関する情報をメールでお知らせします。
【参考】https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html

○防災行政無線ダイヤル　0495-22-1351

※市の防災行政無線で放送した内容を、電話で再度聞くことができます（一部の放送を除く）。
※電話が混み合っている場合は、つながりにくいことがあります。

緊急速報メール（エリアメール）

株式会社 NTT ドコモが提供する緊急速報『エリアメール』、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する『緊急速報メール』で、避難勧告等の重要な緊急情報を市エリア内の対応携帯電話に向け配信します。

気象情報・防災情報ホームページ紹介

国土交通省（防災情報提供センター）　http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
国土交通省（川の防災情報）　http://www.river.go.jp/
気象庁　http://www.jma.go.jp/
埼玉県（川の防災情報）　http://suibo.saitama-river.info/
本庄市　http://www.city.honjo.lg.jp/

本庄市地域防災計画（概要版）　平成30年（2018年）3月作成
編集・発行：本庄市　市民生活部　危機管理課　〒367-8501　埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号